

## 東小学校開校準備協議会会則

(名称)

第1条 本会は、東小学校開校準備協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、松浦小学校、五十公野小学校及び米倉小学校の統合を円滑に進め、統合により設置される東小学校のより良い教育環境の実現を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東小学校の建設に関すること。
- (2) 東小学校の開校に関すること。
- (3) 東小学校の教育環境整備に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 東中学校区内各区長会の代表
- (2) 統合対象校各校の保護者の代表
- (3) 東中学校区内各保育園保護者の代表
- (4) 統合対象校、東中学校の各校長
- (5) 東小学校の推進について識見または経験を有し、協議会の承認を得た者

(役員の種類)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

(役員選出)

第7条 役員は、会員の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は東小学校の開校までとする。

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 協議会に相談役を置き、東中学校区在住の市議会議員に委嘱する。

(会議)

第10条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第11条 協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）を五十公野小学校に置く。

2 事務局に事務局員を置く。

3 事務局員は会長が任免し、協議会の承認を受ける。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り決定するものとする。

附則

1 この会則は、平成25年11月15日から施行する。

2 この会則は、平成26年5月12日から施行する。

3 この会則は、平成27年6月19日から施行する。